

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第3回）

日 時 平成19年10月23日（火）

午前10時

場 所 生駒市役所403・404会議室

次 第

案 件

1 当部会の検討事項について

- (1) 職員政策について
- (2) 危機管理について
- (3) 財務総則について
- (4) 予算編成・執行・決算について
- (5) 財産管理について
- (6) 評価実施・評価方法検討について
- (7) （外部）監査について

2 その他

各市町条例 (1) 職員政策	【宝塚市】 (市長の責務) 【再掲調査部会】 第4条 3 市長は、多様な市民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。 (職員の責務) 【再掲調査部会】 第5条 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。 【生野町】 【再掲調査部会】 第14条 町職員は、まちづくりに必要な能力開発と自己啓発に努めなければならない。 【多摩市】 【再掲調査部会】 第16条 2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。 【伊賀市】 (職員政策) 第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。 2 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。 3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。 【名張市】 (人事政策) 第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。 【篠山市】 (市長の役割及び責務) 【再掲調査部会】 第15条 3 市長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければならない。 (職員の責務) 【再掲調査部会】 第16条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。 2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。
---------------------------	---

生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	【例示】 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。 【基本構想案】 ●市は、職員の能力向上のための政策研究及び研修システムの充実、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならないことを規定する。 (5) 執行機関・職員の責務 【例示】 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。 <u>市の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならない。</u> 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。 【基本構想案】 ●市の職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めること並びにサービスの根本基準を遵守すること、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならないこと、<u>基本条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならないこと</u>及び自らの知識や技能の向上に努めなければならないことを規定する。
-----------------------------------	--

各市町条例 (2) 危機管理	【ニセコ町】 (危機管理体制の確立) 第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。 2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。 【名張市】 (危機管理) 第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	【例示】 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならない。 【基本構想案】 ●市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めなければならないことを規定する。

各市町条例 (3) 財務総則	【ニセコ町】 (総則) 第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。 【宝塚市】 (財政の仕組み) 第16条 市は、総合計画や行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表しなければならない。 【生野町】 (健全な財政運営) 第28条 町は、総合計画等や政策評価と連動した予算編成の仕組み及び中長期的な財政計画を確立し、健全な財政運営を図らなければならない。 【伊賀市】 (財政運営の基本方針) 第51条 2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。 (財政基盤の強化) 第52条 市は、自主課税制度導入など、市民負担のあり方や市有財産の活用等を検討し、国及び県に対して税源の移譲を求めるなど、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。 【名張市】 (財政等) 第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。 【篠山市】 (財政運営の基本) 第9条 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	【例示】 市長は、<u>総合計画及び行政評価を踏まえた</u>自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。 【基本構想案】 ●市長は、<u>総合計画及び行政評価を踏まえた</u>自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないことを規定する。

各市町条例 (4) 予算編成・執行・決算	【ニセコ町】 (予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかに なるよう分かりやすい方法によるものとする。 (予算執行) 第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。 (決算) 第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。 【生野町】 第29条 町は、毎年度の予算編成から決算認定まで、町民にわかりやすい方法で公表していくことに努めなければならない。 【伊賀市】 (財政運営の基本方針) 第51条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 (予算編成、予算執行) 第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。 2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。 【篠山市】 (財政運営の基本) 【再掲】 第9条 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた予算編成及び執行に努め、健全な財政運営を図らなければならない。
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	【例示】 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。 【基本構想案】 ●市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならないこと並びに市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないこと及び予算の執行計画を策定しなければならないことを規定する。

各市町条例 (5) 財産管理	【ニセコ町】 (財産管理) 第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。 3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。 【伊賀市】 (財産管理) 第54条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。 2 市長は、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。 【名張市】 (財政等) 第24条 3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。 【篠山市】 第9条 2 市長は、市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに、市及び市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人の財政状況を、市民に分かりやすく公表しなければならない。
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	【例示】 市長は、<u>市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに</u>、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。 【基本構想案】 ●市長は、<u>市の財産の適正な管理及び運用に努めなければならないこと並びに</u>市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならないことを規定する。

各市町条例 (6) 評価実施・評価方法 検討	【ニセコ町】 (評価の実施) 第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。 (評価方法の検討) 第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。 2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。 【宝塚市】 (行政評価) 第15条 市は、行政課題や市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。 【生野町】 (実施、評価段階での協働) 第16条 町は、総合計画等の実施、評価等の各段階において、町民の参画を得て、協働で実行していかなければならない。 【多摩市】 (評価への参画) 第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。 2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。 3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。 【伊賀市】 (行政評価) 第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 3 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。 【名張市】 (行政評価) 第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。 【篠山市】 (行政評価) 第22条 市長は、能率的かつ効果的な市政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 市長は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策について、市民参画による評価を行い、必要な見直しを行うものとする。
---------------------------------------	--

生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	【例示】 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。 【基本構想案】 ●市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきことを規定する。 ●市は、評価に当たっては、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。
-----------------------------------	--

各市町条例 (7) (外部) 監査	【伊賀市】 (外部監査) 第57条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施する。 【名張市】 (監査) 第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。 【篠山市】 (外部機関による監査) 第23条 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	【例示】 市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施することができる。 【基本構想案】 ●市は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、外部機関その他第三者による監査を実施できることを規定する。